二　前項第二号に掲げる場合　イに掲げる金額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額
イ　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用して計算した納税猶予分の贈与税額
ロ　法第七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与承継会社の異なるものごとの特例受贈非上場株式等の価額が特定贈与者ごとの贈与税の課税価格に占める割合

第四十条の八第十五項中「第七十条の七第四項から第七項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで及び第二十二項」を「第七十条の七第三項から第六項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで及び第二十一項」に改め、同条第十六項第一号及び第二号中「第七十条の七第五項」を「第七十条の七第四項」に改め、同項第三号中「第七十条の七第六項の規定」を「第七十条の七第五項の規定」に改め、同号イ中「第七十条の七第六項」を「第七十条の七第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第七十条の七第六項」を「第七十条の七第五項」に改め、同条第十八項中「第四項から第六項まで、第十二項、第十三項又は第十五項」を「第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項」に改め、同条第十九項中「第四項第三号、第十五項、第十七項第一号」を「第三項第三号、第十四項、第十六項第一号」に、「並びに第三十項」を「、第二十九項並びに第三十二項第一号」に改め、同条第二十一項中「同条第四項から第六項まで、第十二項、第十三項若しくは第十五項」を「同条第三項から第五項まで、第十一項、第十二項若しくは第十四項」に改め、同条第二十二項中「第七十条の七第四項第二号」に、「この項」を「この条」に、「数」に」を「数。以下この項において同じ。）に」に、「に一」を「に一人」に、「、その端数を切り上げた数」を「これを切り捨てた数とし、当該贈与の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。」に改め、同条第二十三項中「第七十条の七第四項第九号」を「第七十条の七第三項第九号」に改め、同条第二十四項中「第七十条の七第四項第十七号」を「第七十条の七第三項第十七号」に改め、同条第二十五項及び第二十六項中「第七十条の七第五項」を「第七十条の七第四項」に改め、同条第二十七項から第三十一項までの規定中「第七十条の七第六項」を「第七十条の七第五項」に改め、同条第三十二項中「第七十条の七第七項に」を「第七十条の七第六項に」に改め、同項各号中「第七十条の七第七項本文」を「第七十条の七第六項本文」に改め、同条第三十三項中「第七十条の七第七項本文」を「第七十条の七第六項本文」に、「同条第七項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改め、同条第三十五項中「第七十条の七第十項」を「第七十条の七第九項」に改め、同項第四号中「及び次項」を「、次項及び第五十六項第一号」に改め、同条第三十六項中「同条第十六項の」を「同条第十五項の」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第十六項第二号」を「同条第十五項第二号」に、「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項第二号」に改め、同条第三十七項中「第七十条の七第十六項第二号」を「第七十条の七第十五項第三号」に改め、同条第三十八項中「第七十条の七第十六項第三号」を「第七十条の七第十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号及び第三十二項第一号イ」に、「同号」を「同条第十六項第一号」に改め、同条第四十項中「第七十条の七第十七項第一号」を「第七十条の七第十六項第一号」に、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、「産業競争力強化法」の下に「（平成二十五年法律第九十八号）」を加え、同条第四十一項中「第七十条の七第十七項第一号ロ」を「第七十条の七第十六項第一号ロ」に、「第二十二項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同条第四十二項中「第七十条の七第十七項」を「第七十条の七第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第四十三項中「第七十条の七第十七項」を「第七十条の七第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同条第四十四項中「第七十条の七第十六項」に、「同条第七項本文」を「同条第六項本文」に改め、同条第四十五項及び第四十六項中「第七十条の七第二十二項」を「第七十条の七第二十一項」に改め、同条第四十七項中「第七十条の七第二十七項」を「第七十条の七第二十六項」に、「同条第十項又は第十六項」を「同条第九項又は第十五項」に、「同条第十項に」を「同条第九項に」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第五十一項中「第七十条の七第十五項」を「第七十条の七第十四項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十項中「同条第十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十九項中「同条第四項から第六項まで及び第十六項」を「同条第三項から第五項まで及び第十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第四十八項中「第七十条の七第十六項」を「第七十条の七第十五項」に、「同条第四項から第六項までの」を「同条第三項から第五項までの」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第四十七項の次に次の十三項を加える。

48　法第七十条の七第三十項第一号に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

49　法第七十条の七第三十項第一号に規定する政令で定める災害（以下この条及び次条において「災害」という。）が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における認定贈与承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定贈与承継会社の当該災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第五十一項において同じ。）をした資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

50　災害が法第七十条の七第三十項第一号に規定する経営贈与承継期間（第五十六項及び第五十九項において「経営贈与承継期間」という。）の末日の翌日以後に発生した場合における同条第三十項の規定の適用については、同号中「経営贈与承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう」とあるのは、「当該災害が発生した日の直前の特定基準日（第四号ロに規定する特定基準日をいう。以下この号において同じ。）の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間（最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあつては、経営贈与承継期間の末日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいい、当該災害が発生した日以後の期間に限る」とする。

51　法第七十条の七第三十項第二号に規定する政令で定める場合は、認定贈与承継会社の災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数に対する当該認定贈与承継会社の被災常時使用従業員（同号に規定する事業所（当該災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち当該災害が発生した日から同日以後六月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、当該災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員をいう。）の数の割合が百分の二十以上である場合とする。

52　法第七十条の七第三十項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対象贈与（同条第一項の規定の適用に係る贈与をいう。以下この項及び第五十六項第一号において同じ。）の時における常時使用従業員の数（当該特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数。以下この項及び第五十六項第一号において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当該特例対象贈与の時における常時使用従業員の数が一人のときは一人とする。）とする。

53　法第七十条の七第三十項第三号に規定する政令で定める場合は、認定贈与承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合（当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号又は第二号に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）とする。

一　特定日（中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事由が発生した日又は同項第二号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいう。次号において同じ。）の一年前の日から同日以後六月を経過する日までの間における売上金額

二　特定日から特定日以後六月を経過する日までの間における売上金額